

# 人事行政の運営等の状況の公表について

令和4年 12 月

西北五広域福祉事務組合

## 西北五広域福祉事務組合人事行政の運営等の公表

- 職員の任免及び職員数に関する状況
- 職員の給与の状況
- 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 職員のサービスの状況
- 職員の研修の状況
- 職員の福祉及び利益の保護の状況

西北五広域福祉事務組合人事行政の運営等の状況の公表

■ 職員の任免及び職員数に関する状況

1 総職員数（令和4年4月1日現在）

条 例 定 数	31
職 員 数	23

2 採用及び退職の状況

職 種	R3.4.1現在	退職者数	採用者数	R4.4.1現在
一 般 行 政 職	20		1	21
技 能 労 務 職	3	1		2
計	23	1	1	23

3 職員採用試験の状況

試験職種	受験者数	合格者数	試 験 日
行政職	15 人	1 人	令和3年12月5日

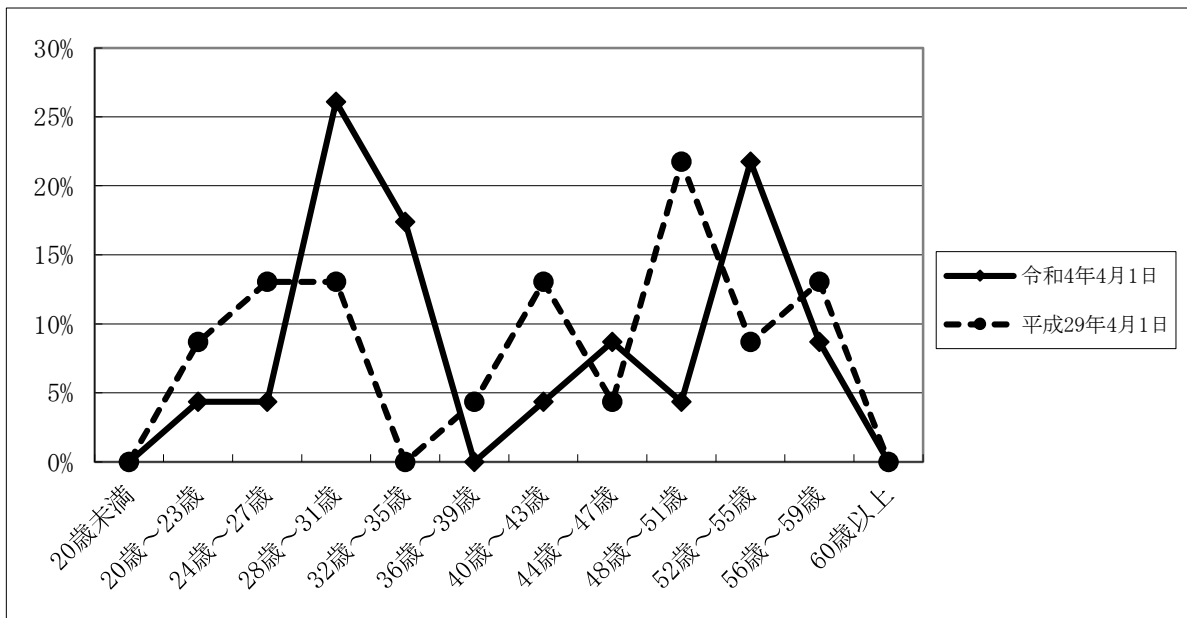
4 事由別退職者数(令和3年度)

定年退職	早期退職	死亡退職	普通退職	その他の退職	合 計
1					1

5 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
	令和3年	令和4年		
一般行政部門   民生	23	23	0	
合 計	23	23	0	

6 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	1人	1人	6人	4人	0人	1人	2人	1人	5人	2人	0人	23人

## 7 職員数の推移

区分 部門別	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	23	24	25	22	23	23	0 (0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

## ■ 職員の給与の状況

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
3年度	135,485	千円 235,665	千円 7,972	千円 192,184	% 81.6	% 78.5

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)@@@一人 当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
3年度	人 23	79,231	8,844	30,023	118,098	千円 5,135	千円 -

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数で

#### (3) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

##### ① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。若年層については、改定なし。高齢層については最大4%引下げ。激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

##### ② 地域手当の見直し

(地域手当の制度なし)

##### ③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

#### (4) 特記事項

職員の給与は平成25年7月1日から平成26年3月31日まで、国の要請等を踏まえ減額しています。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
西北五広域福祉事務組合	39.6 歳	289,543 円	314,468 円	300,625 円
青森県	42.6 歳	310,000 円	386,343 円	338,694 円

#### ② 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
西北五広域福祉事務組合	50.0 歳	318,900 円	345,700 円	347,817 円
うち用務員	54.0 歳	— 円	— 円	— 円
うちその他	46.0 歳	— 円	— 円	— 円
青森県	52.8 歳	302,300 円	343,378 円	320,850 円

- (注) 1 「平均給料月額」は、令和4年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均  
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

### (2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	西北五広域福祉事務組合	青森県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	147,900 円	— 円
	中学卒	136,100 円	— 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		経験年数	経験年数	経験年数	経験年数
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	— 円	— 円	352,400 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

(注) 該当者がいない場合や1人の場合は記載していません。

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	園長、参事	1 人	4.8 %	319,200 円	410,200 円
5 級	所長、副参事	0 人	0.0 %	289,700 円	393,000 円
4 級	補佐、総括主幹	8 人	38.1 %	264,200 円	384,200 円
3 級	係長、主幹	2 人	9.6 %	231,500 円	350,000 円
2 級	主任、主査	8 人	38.1 %	195,500 円	304,200 円
1 級	児童指導員、主事	2 人	9.6 %	146,100 円	247,600 円

- (注) 1 組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価活用していない				
活用予定次期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西北五広域福祉事務組合	青森県	国
1人当たり平均支給額(3年度) 1,305 千円	1人当たり平均支給額(3年度) 1,572 千円	—
(3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な成績率	昇給実績がある成績率	支給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価活用していない				
活用予定次期				

(2) 退職手当 (令和4年4月1日現在)

西北五広域福祉事務組合	国
・基本額 (支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 ・調整額 職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(0～43,350円)	・基本額 (支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 ・調整額 職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(0～95,400円)

その他の加算措置 定年前早期退職時特例措置（2%～45%加算） （退職時特別昇給 なし）	その他の加算措置 定年前早期退職時特例措置（3%～45%加算）
1人当たり平均支給額	12,993 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度以降に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です

(3) 地域手当（制度なし）

支給実績（年度決算）				千円
支給職員1人当たり平均支給年額（年度決算）	—			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）	
—	— %	— 人	— %	

(4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）				1,140 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）				67,059 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）				73.9 %
手当の種類（手当数）				1 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
社会福祉業務手当	森田学園生活支援係及び職業指導係職員 森田学園庶務係職員 ステップアップセンターもりた通所支援係職員 相談支援事業所もりた相談支援係職員	利用者の支援業務 に従事する職員	3,000 円/月 1,500 円/月	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）				210 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）				10 千円
支給実績（2年度決算）				362 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）				17 千円

(6) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）
扶養手当	・配偶者 6,500 円 ・子 10,000 円 ※満16歳から満22歳までの子 1人につき 5,000円加算 ・子以外 6,500 円	同		千円 2,337	円 212,455
住居手当	・借家、借間 限度額 27,000 円	同	借家、借間 限度額 27,000円	千円 649	円 216,295
通勤手当	・バス等交通機関利用者 限度額 55,000 円 ・片道2km以上で自動車等 交通用具利用者 2,000円～31,600 円	同		千円 2,284	円 99,313
管理職手当	・管理又は監督の地位にある職員 園長 24,000 円			千円 288	円 288,000
休日勤務手当	・休日等に勤務する職員 単価×135/100（1時間当たり）	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	・管理又は監督の地位にある職員が 週休日、休日等に勤務したとき 園長 3,000円、4,000円	同		千円 0	円 0
夜間勤務手当	・正規の勤務時間として午後10時 から翌日午前5時まで勤務する職員 単価×25/100（1時間当たり）	同		千円 492	円 70,330

宿日直手当	・宿日直勤務をした職員 4,400円～	同		千円 0	円 0
寒冷地手当	・寒冷の地域に在勤する職員 7,360円～17,800円	同		千円 1,442	円 65,550

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区分		給料		月額		等	
報酬	管理者	年額	36,000円	(参考)類似団体における最高/最低額			
	副管理者	年額	36,000円	円 /	円	円	円
報酬	議長	年額	36,000円	円 /	円	円	円
	副議長	年額	36,000円	円 /	円	円	円
	議員	年額	36,000円	円 /	円	円	円

6 一般行政職の勤務の級及び職制上ごとの職員数（令和4年4月1日）

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	児童指導員 主事	2	9.5	保育士	1	2	9.5	係員級
				主事	1			
				計	2			
2級	主任 主査	8	38.1	児童指導員、保育士	8	8	38.1	
				主査	8			
				計	8			
3級	係長 主幹	2	9.5	係長	0	2	9.5	係長級
				主幹	2			
				計	2			
4級	園長補佐 所長補佐 次長 総括主幹	8	38.1	園長補佐	1	8	38.1	園長補佐級
				所長補佐	1			
				次長	6			
				総括主幹	6			
				計	8			
5級	所長 副参事	0	0.0		0	0	0.0	所長級
6級	園長 参事	1	4.8	園長	1	1	4.8	園長級
合計		21	100.0					

■ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 職員の勤務時間、休息・休憩時間の状況（令和4年4月1日現在）

1週間の勤務時間	40時間
1日の勤務時間	8時間
始業時刻	8時15分
終業時刻	17時
休憩時間	12時15分～13時

(注) 職員の勤務時間は、組合の条例・規則等で定められています。業種により一部異なりますが、標準的なものは上記のとおりです。



## 2 職員の休暇の取得状況

### (1) 年次有給休暇の状況(令和3年1月1日～令和3年12月31日)

付与日数	20日
繰越日数	20日以内
平均取得日数	11.6日

### (2) 特別休暇等の状況(令和3年1月1日～令和3年12月31日)

休暇の種類	休暇日数等	取得実績
選挙等休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合で必要と認められる期間	0件
証人等休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で必要と認められる期間	0件
骨髄移植休暇	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としての登録の申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合で必要と認められる期間	0件
ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合で1年につき5日以内	0件
結婚休暇	職員が結婚する場合で連続する7日の範囲内の期間	0件
産前休暇	出産予定日までの8週間以内で申し出た期間	2件
産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	2件
配偶者出産休暇	職員の妻の出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間	0件
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合でその出産前後8週間の期間内で5日の範囲内の期間	1件
育児休暇	生後満1歳に達しない子を育てる場合で1日2回それぞれ30分以内の必要と認められる期間	0件
子の看護休暇	小学校就学前の子を看護する場合で1年につき5日の範囲内の期間(対象が2人以上の場合は10日以内)	0件
短期介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等の要介護者を介護する場合で1年につき5日以内(対象が2人以上の場合は10日以内)	0件
服忌休暇	職員の親族が死亡した場合で親族に応じ1～10日の期間	2件
祭日休暇	父母、配偶者及び子の追悼のための行事を行う場合で1日	0件
夏季休暇	7月から9月までの期間内に3日の範囲内の期間	23件
現住居の滅失等休暇	現住居が滅失又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき、及び災害等で生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないときで7日の範囲内の期間	0件
出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合で必要と認められる期間 新型コロナウイルス感染症に係る休暇で必要な期間	1件
退勤途上の危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害時又は交通機関の事故等において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合で必要と認められる期間	0件
妊産婦通院休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合で必要と認められる期間	0件
病気休暇	公務外の疾病又は負傷の場合は連続する90日(例外あり)以内の必要最小限度の期間、公務上の疾病又は負傷の場合は必要と認める期間	2件
介護休暇(無給)	配偶者、父母、子、配偶者の父母等を介護する場合で、通算して6月の範囲内で指定する期間	0件

(3) 職員の介護休暇の取得状況(令和3年1月1日～令和3年12月31日)

	取得者数	要介護者数(人)							
		配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	0人	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0人	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0人	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 育児休業の状況

① 育児休業の取得状況

令和3年度中の取得状況は、次のとおりです。

	育児休業取得者	
	令和3年度新規取得者	前年度から取得中の者
男性職員	0人	0人
女性職員	2人	0人
計	2人	0人

承認期間別(令和3年度新規取得者)

取得期間	取得者数	全取得者に占める割合
6月未満	0人	0%
6月以上9月未満	0人	0%
9月以上1年未満	2人	100%
1年以上2年未満	0人	0%
2年以上	0人	0%
計	2人	100%

② 部分休業の取得状況

部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で30分を単位として取得可能とするものですが、取得者はありませんでした。

③ 育児短時間勤務の取得状況

育児短時間勤務は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、正規の勤務時間(週40時間)より短い勤務時間で勤務することを可能とするものですが、取得者はありませんでした。

(5) 自己啓発等休業の取得状況

自己啓発等休業は、大学等課程の履修又は国際貢献活動のため、大学等課程の履修については2年以内、国際貢献活動については3年以内の休業を可能とするものですが、取得者はありませんでした。

■ 職員の分限及び懲戒処分状況

1 分限処分の状況

分限処分の種類	処分の内容	3年度 処分件数
免職	公務能率を維持する見地から、職員の意に反してその職を失わせる処分	0件
降任	職員が現に有している職より下位の職に任命する処分	0件

休 職	職員に職を保有させたまま一定期間、職務に従事させない処分	0 件
降 給	職員が現に決定されている給料の額より低い額の給料に決定する処分	0 件
計	—	0 件

※ 休職処分件数の事由別内訳

心身の故障の場合	0 件
刑事事件に関し起訴された場合	0 件
条例で定める事由の場合	0 件

## 2 懲戒処分の状況

懲戒処分の種類	処 分 の 内 容	3年度 処分件数
免 職	職員を懲罰として勤務関係から排除する処分	0 件
停 職	職員を懲罰として一定期間、職務に従事させない処分	0 件
減 給	一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分	0 件
戒 告	職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分	0 件
計	—	0 件

※ 懲戒処分件数の事由別内訳

給与・任用に関する不正	0 件
一般服務関係違反	0 件
一般非行関係	0 件
収賄等関係	0 件
道路交通法違反	0 件
監督責任	0 件

## ■ 職員のサービスの状況

### 1 職務に専念する義務の免除

職員は、職務に専念する義務を負います(地方公務員法第35条)が、法律又は条例に特別な定めがある場合は、その義務が免除されます。

法律又は条例に特別な定めがある場合には、主に以下のようなものがあります。

#### (1) 法律に定めがある場合

- 選挙権その他公民としての権利を行使する場合(労働基準法第7条)
- 年次有給休暇(労働基準法第39条)
- 休職する場合(地方公務員法第27条第2項) ほか

#### (2) 条例に定めがある場合(職務に専念する義務の特例に関する条例第2条)

- 研修を受ける場合
- 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- その他任命権者が定める場合(以下その主なもの)
  - ・スポーツ大会の役員、審判員、選手、コーチとして県大会等に出場する場合

## 2 営利企業等への従事制限

職務の公平性を確保するという観点から、職務には営利企業への従事や役員等との兼業について制限が課せられています。(地方公務員法第38条)

組合では、職員から営利企業等への従事について許可の申請があった場合には、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、法の精神に反しないと認められる場合に限り、これを許可しています。

- (1) 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 職員の占めている職と兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合
- (3) 職員の身分上ふさわしからぬ性質を持つ場合

## ■ 職員の研修の状況

### 1 職員研修の実施状況(令和3年度)

施設利用児童等のより良い処遇を目指して、専門的な知識・技術の習得等職員の資質向上を目的として、各種研修会・研究会等による職員研修を実施しました。

区分	研 修 会 名	参加者数
派遣研修	つがる市教育支援委員会第1回定例会及び専門部会 6月	1 人
	発達障害児者スキルアップ研修 7月	1 人
	こども・家庭福祉担当職員セミナー 10月	2 人
	安全運転管理者等講習 10月	1 人
	社会福祉援助技術研修 11月	1 人
	青森県感染対策研修会 12月	1 人
	”親いるあいだ”に考える 親なきあとオンラインセミナー 12月	1 人
	サービス管理責任者等 更新研修 12月	3 人
	西北地区特別支援連携協議会第2回運営協議会並びに研修 1月	1 人
	青森県手をつなぐ育成会 青森県知的障害者福祉協会 合同研修会 2月	2 人
	青森県知的障害者福祉協会人権倫理委員会研修会 2月	2 人
	青森県社会的養護関係職員研修 2月	1 人
	青森県障害者虐待防止・権利擁護研修会 3月	2 人
	安全運転管理者等講習(酒気帯び) 3月	1 人
	講師・委員等	つがる市5才児すくすく相談 6月 7月 8月 10月 12月 3月
青森県発達障害者支援連絡協議会 2月		1 人
つがる市相談会議 9月 10月		2 人
つがる市教育支援会議 3月		1 人
職場内研修	第1回職員研修(虐待防止・権利擁護) 4月	24 人
	第2回職員研修(新型コロナウイルス感染症対策研修) 4月	29 人
	第3回職員研修(出張復命研修) 1月	17 人

※複数回開催の研修等については、延べ参加者数としています。

■ 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 職員健康診断の状況(令和3年度実績)

職員の健康と安全の確保を目的に労働安全衛生法に基づき、次の健康診断を実施しています。

(1) 労働安全衛生規則

検 査 項 目	受 診 者 数		
	第44条	第45条	第43条
	定期健康診断	特定業務従事者の健康診断	雇入れ時の健康診断
1 既往歴及び業務歴の調査	21 人	5 人	4 人
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	21 人	5 人	4 人
3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	21 人	5 人	4 人
4 胸部エックス線検査	21 人	5 人	4 人
5 血圧の測定	21 人	5 人	4 人
6 貧血検査	21 人	5 人	4 人
7 肝機能検査	21 人	5 人	4 人
8 血中脂質検査	21 人	5 人	4 人
9 血糖検査	21 人	5 人	4 人
10 尿検査	21 人	5 人	4 人
11 心電図検査	21 人	5 人	4 人

(2) 人間ドック

検 査 項 目	受診者数
日帰りドック(30歳以上)	5 人
脳検診(45歳以上)	1 人

2 公務災害及び通勤災害の発生状況(令和3年度実績)

	件 数
公務災害	0 件
通勤災害	0 件
合 計	0 件